

白岡市住民投票条例の手引き



白 岡 市

白岡市住民投票条例

目次	ページ
第1条 趣旨	1
第2条 住民投票に付することができる事項	2
第3条 住民投票の執行	4
第4条 投票資格者	5
第5条 住民投票の請求等	6
第6条 住民投票の実施	7
第7条 住民投票の形式	7
第8条 投票資格者名簿の調製等	8
第9条 住民投票の期日	9
第10条 投票所等	9
第11条 投票資格者名簿の登録及び投票	10
第12条 投票資格者でない者の投票	10
第13条 投票の方法	11
第14条 無効投票	12
第15条 情報の提供	13
第16条 投票運動	13
第17条 開票所等	14
第18条 住民投票の成立等	14
第19条 結果の尊重	15
第20条 投票及び開票	15
第21条 再請求等の制限期間	15
第22条 委任	16
附則	

(趣旨)

第1条 この条例は、白岡市自治基本条例（平成23年白岡町条例第6号）第19条第2項の規定に基づき、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

【説明】

- 1 ここでは、本条例を制定する趣旨を規定しています。
- 2 本条例は、自治基本条例の規定に基づいて制定したもので、「住民投票の請求要件」、「投票資格」、「住民投票の成立要件」等が定められています。

《参考》自治基本条例（抜粋）

(住民投票)

- 第19条 市長は、市政に関する重要事項について、市内に住所を有する者若しくは議会から請求があったとき又は住民の意思を確認する必要があると判断したときは、住民投票を実施するものとする。
- 2 前項の住民投票の実施を請求する場合の要件、投票することができる者の資格その他住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(住民投票に付することができる事項)

第2条 住民投票に付することができる市政に関する重要事項(以下「重要事項」という。)は、市が処理する事務のうち、現在又は将来の住民福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、市民の間又は市民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況があるなど、市民に直接その賛成又は反対を問う必要があるものとする。ただし、次に掲げる事項を除く。

- (1) 法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項
- (2) 専ら特定の市民又は地域に関する事項
- (3) 市の組織、人事及び財務に関する事項
- (4) 市の権限に属さない事項
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと市長が認める事項

【説明】

- 1 ここでは、住民投票に付することができる事項を定めています。
- 2 住民投票の発議・請求が行われる際には、住民投票に付そうとする内容が本条の規定に適合する必要があります。
- 3 本条例に基づく住民投票の対象となる事項は以下に掲げる全てに該当する事項です。
 - (1) 現在又は将来の住民福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性がある事項
 - (2) 市民の間又は市民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる事項
 - (3) 市民に直接その賛成又は反対を問う必要がある事項
- 4 「住民福祉」とは、市民が等しく受けることのできる安定した生活環境のことです。
- 5 「市民に直接その賛成又は反対を等必要があるもの」とは、市政運営は、市長と議会の2元代表制により行われることを基本としながらも、「市民の間又

は市民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる場合など、住民投票を実施することが本当に必要な場合のみ、市民に直接賛否を問うこととされています。

6 法令との兼ね合い等により住民投票に適さない事項として、第1号から第5号に「住民投票の対象から除外される事項」を規定しています。

7 第1号「法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項」については、法令により住民投票を実施することが認められている事項の場合、住民投票の実施に必要な署名数等の基準が本条例と異なることは、法令上の疑義が生じるため、本条例の対象事項から除外しています。

(例)・市議会の解散請求

- ・市議会議員の解職の請求
- ・市長の解職の請求

8 第2号「専ら特定の市民又は地域に関する事項」については、特定の市民や地域に多大な影響を与える事項について、多数決の原理で決定することは少数の者の権利を侵害する恐れがあることから、本条例の対象事項から除外しています。

(例)・特定の個人や団体に対する補助金の停止

- ・特定の地域に対する交付金の廃止
- ・建設予定地周辺住民から建設反対運動がおこるような施設の建設

9 第3号「市の組織、人事及び財務に関する事項」については、住民投票の結果によっては行政事務の健全な執行に支障をきたす恐れがあることから本条例の対象事項から除外しています。

(例)・職員の昇格、降格

- ・課の新設、廃止

10 第4号「市の権限に属さない事項」については、本来、国や県の権限に属する事項については、住民投票が実施されたとしても、住民投票の結果を市政運営に反映することができないため、本条例の対象事項から除外しています。

(例)・市が国道、県道の整備を決定すること

- ・市が県立病院の設置を決定すること

11 第5号「市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項」については、本

質的な政策の議論と切り離して、ただ単に負担の増減を求めるような事項は、住民が適切な判断基準をもって投票を行うことにならないため、本条例の対象事項から除外しています。

しかし、新たな施策を推進するために目的税を創設するなどの場合は、特定の施策に係る重要な政策判断となる可能性があることから、これらの事項が一律に除外されるものではありません。

12 第6号「住民投票に付することが適当でないと市長が認める事項」については、第1号から第4号までに掲げられた項目以外に、現時点では想定されない事由により除外することが適当な場合も考えられることから、このような概括的な項目を設けるものです。

これに該当するには、第1号から第5号までに掲げられた除外事項と同等の合理的理由を有する必要があります。

（住民投票の執行）

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を白岡市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

【説明】

- 1 住民投票を執行できるのは市長です。
- 2 住民投票の実務は、選挙とほぼ同様であるため、選挙と同じように選挙管理委員会に委任することで、住民負担の軽減と効率的な行政運営を図ることができます。

(投票資格者)

第4条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）

は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条第2項の規定により本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、公職選挙法第11条第1項及び第2項の規定により選挙権を有しない者については、住民投票の投票資格を有しない。

【説明】

- 1 ここでは、住民投票について、誰が投票を行うことができるのかを定めています。
- 2 住民投票条例の検討を進める中で、市政運営上の重要事項を左右する住民投票に投票資格者として、市民の理解が得られ、また、適切であるのは、市長や議会議員の選挙権を有する者であるという結論に至り、このような規定となりました。

（住民投票の請求等）

第5条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対し、住民投票の実施の請求（以下「市民請求」という。）をすることができる。

2 前項の規定により市民請求をしようとする代表者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長に対し、住民投票に付そうとする事項が重要事項に該当することの確認の請求をするとともに、代表者であることの証明書の交付を申請しなければならない。

3 前2項に掲げるもののほか、市民請求に関し必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に規定する市町村における直接請求の例による。

4 議会は、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成を得ることにより、市長に対し、住民投票の実施の請求（以下「議会請求」という。）をすることができる。

5 市長は、自ら住民投票の発議（以下「市長発議」という。）をし、実施することができる。

【説明】

1 ここでは、住民投票の請求の手続きを定めています。

2 投票資格者名簿に登録されている投票資格者の6分の1以上の者の署名をもって、市長に請求するものとしています。

住民投票条例は、自治基本条例に基づいて制定するものであることから、自治基本条例の参画と協働のまちづくりの推進という考え方にに基づき実現可能な請求要件としています。

（住民投票の実施）

第6条 市長は、市民請求があったとき又は議会請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

2 市長は、住民投票を実施するときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

【説明】

- 1 ここでは、市民請求又は議会請求があったとき、市長が住民投票を実施しなければならないことを定めています。
- 2 住民投票の実施が決定したときに、市長が直ちにその要旨を公表することと定めるものです。また、住民投票の執行については、第3条第2項で規定するとおり選挙管理委員会に委任することになりますので、実施の旨を通知するものとしています。

（住民投票の形式）

第7条 住民投票に付する事項は、二者択一で賛成又は反対を問う形式のものでなければならない。

【説明】

- 1 ここでは選択の方法を定めています。
- 2 課題をできる限り単純化して提示することにより、住民の判断を明確に反映させようとするもので、二者択一で賛否を問う形式としています。

(投票資格者名簿の調製等)

第8条 選挙管理委員会は、投票資格者について、規則で定めるところにより投票資格者名簿を調製するものとする。

2 選挙管理委員会は、前項の投票資格者名簿の調製について、公職選挙法第19条から第30条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができる。この場合において、同法第27条第1項に規定する表示がある者は、投票資格者名簿に登録されていないものとみなす。

【説明】

1 ここでは、住民投票の請求や投票の基となる投票資格者名簿を調整することを定めています。

2 公職選挙法第19条第2項においては、毎年3月、6月、9月及び12月に選挙人名簿の登録を行うこととされており、その名簿の調製をもって投票資格者名簿に代えることができることを定めています。

なお、同法第27条第1項では、同法第11条第1項（選挙権及び被選挙権を有しない者）、第252条（選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止）又は政治資金規正法第28条により、選挙権を有しなくなったこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならないことが規定されており、これに該当する場合、投票資格者名簿に登録されていないものとみなすことを定めています。

（住民投票の期日）

第 9 条 選挙管理委員会は、第 6 条第 2 項の規定による通知のあった日から起算して 30 日を経過した日から 90 日を経過する日までの期間の範囲内において、住民投票の期日（以下「投票日」という。）を定め、これを公表しなければならない。

2 選挙管理委員会は、投票日その他規則で定める事項を当該投票日の 7 日前までに告示しなければならない。

【説明】

1 ここでは、住民投票の投票日などを定めています。

（投票所等）

第 10 条 投票所及び第 13 条第 7 項に規定する期日前投票の投票所（以下「期日前投票所」という。）は、規則で定めるところにより、選挙管理委員会の定める場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、投票所にあつては、投票日の 5 日前までに、期日前投票所にあつては、前条第 2 項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）にその場所を告示しなければならない。

【説明】

1 ここでは、投票所の指定などについて定めています。

(投票資格者名簿の登録及び投票)

第 1 1 条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても、投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

【説明】

1 ここでは、第 4 条に規定している投票資格者が住民投票で投票できる者であることを定めています。ただし、投票資格者名簿に登録されることができない者は、投票できません。

(投票資格者でない者の投票)

第 1 2 条 住民投票の当日又は期日前投票の日において投票資格者でない者は、投票をすることができない。

【説明】

1 ここでは、投票資格者名簿に登録された者であっても、住民投票の当日又は期日前投票の日には投票資格者でない者は投票できないことを定めています。

(投票の方法)

第13条 住民投票は、1人1票に限り、無記名で行うものとし、秘密投票とする。

2 住民投票の投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

3 投票人は、住民投票に付された事項に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載しなければならない。

4 前項の規定による記載の方法は、○の記号を表す印を押す方法又は○の記号を自書する方法によるものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、心身の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

6 第3項の規定にかかわらず、視覚に障害を有する投票人は、規則で定めるところにより、点字投票をすることができる。この場合において、点字投票を行う投票人は、住民投票に付された事項に賛成するときは賛成と、反対するときは反対と点字用の投票用紙に点字により自書しなければならない。

7 投票人は、第2項の規定にかかわらず、規則で定めるところにより期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

【説明】

1 ここでは、投票の方法を定めています。

(無効投票)

第14条 前条第3項に規定する投票について、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄のいずれにも記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の賛成欄又は反対欄のいずれに記載したか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

2 前条第6項に規定する点字投票について、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 点字用の投票用紙を用いないもの
- (2) 賛成又は反対以外の事項を記載したもの
- (3) 賛成又は反対のほか、他事を記載したもの
- (4) 賛成又は反対を共に記載したもの
- (5) 賛成又は反対のいずれを記載したのか判別し難いもの
- (6) 白紙投票

【説明】

1 ここでは、住民投票の無効投票の内容を定めています。

(情報の提供)

第15条 市長は、告示日から投票日の前日までの間、住民投票に付される事項の要旨、投票日、投票場所その他住民投票の実施に関し必要な情報を広報その他適当な方法により、投票資格者に対して提供するものとする。

【説明】

- 1 ここでは、住民投票の実施に当たり、投票の対象事項に関する住民の理解や関心を高めるとともに、投票の判断の基準となる情報提供をどのように行うべきかを定めています。

(投票運動)

第16条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、強迫等により投票資格者の自由な意思が拘束され、若しくは不当に干渉され、又は市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

【説明】

- 1 ここでは、住民投票の実施を告示した後の投票運動を定めています。
- 2 住民投票の対象事項について熟慮し、適切な判断を行うためには、住民の自由で活発な議論が必要であり、公職選挙法が適用されないため、同法の罰則に関する規定は適用されません。

しかし、投票運動を原則として自由にする場合においても、買収、脅迫等の行為は住民生活を脅かし、住民間の健全な議論を阻害することにつながりますので、注意喚起するため規定しています。

(開票所等)

第17条 開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

2 選挙管理委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

【説明】

1 ここでは、開票の場所及び日時に関して定めています。

(住民投票の成立等)

第18条 住民投票は、規則で定めるところにより、一の住民投票に投票した者の総数が当該住民投票の投票資格者数の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。

2 住民投票は、投票の成立又は不成立にかかわらず、開票するものとする。

3 市長は、投票総数、開票の結果その他規則で定める事項が確定したときは、規則で定めるところにより、直ちにこれを告示するとともに、市民請求又は議会請求に係る住民投票について、当該告示の内容を当該市民請求に係る代表者又は議会議長に通知するものとする。

【説明】

1 ここでは、投票結果の信頼性と尊重義務を担保するため、投票の成立要件等を定めています。

2 本条例では不成立の場合でも開票を行い、その結果を公表することとしています。不成立の場合には、投票結果に対する市長及び議会の尊重義務は生じませんが、市政運営を進めていく上での参考として生かされと考えます。

3 第3項では、住民投票の結果等の告示と通知の手続きを定めています。

（結果の尊重）

第 19 条 市民、議会及び市長は、住民投票の結果（不成立となった場合を除く。）を尊重するものとする。

【説明】

- 1 ここでは、住民投票条例が諮問型であることから、住民投票の結果を議会及び市長は尊重するよう定めています。

（投票及び開票）

第 20 条 前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）及び公職選挙法施行規則（昭和 25 年総理府令第 13 号）に規定する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の例による。

【説明】

- 1 ここでは、住民投票の投票及び開票の手続きが公職選挙法、公職選挙法施行令、公職選挙法施行規則の例によることを定めています。

（再請求等の制限期間）

第 21 条 この条例による住民投票が実施された場合には、第 18 条第 3 項の規定による告示の日の翌日から起算して 2 年が経過するまでの間は、当該投票に付された事項と同一の事項又は同趣旨の事項について、市民請求、議会請求又は市長発議を行うことはできない。

【説明】

- 1 ここでは、制度の適切な運用を図るため、住民投票が実施され、結果が公表された後、再度同一の事案又は同旨の事案について住民投票の請求を行うことができない期間を定めています。

(委任)

第 2 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【説明】

- 1 ここでは、この条例の施行に関し必要な申請手続きや各種様式については規則に委任し、規則において定めることを定めています。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行する。

【説明】

- 1 ここでは、本条例の施行日を定めています。